

6 公立東京給第 1 8 7 3 号
令和 7 年 3 月 1 3 日

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長
坂 本 雅 彦
(公印省略)

令和 7 年度新規採用等に伴う 4 月当初の被扶養者認定手続等について (通知)

日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。

令和 7 年度の新規採用及び異動等により、新たに公立学校共済組合東京支部の組合員資格を取得する組合員の御家族を被扶養者とする場合、下記により被扶養者認定手続 (以下、「認定手続」という。)を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

対象組合員※¹の被扶養者としての要件※²を満たす家族

※ 1 対象組合員については、令和 7 年 3 月 1 3 日付 6 公立東京給第 1 8 7 2 号「令和 7 年度新規採用等に伴う組合員資格取得届出等の手続について (通知)」を参照してください。組合員が退職後も任用される場合で、退職時点で被扶養者であった者の認定手続については、下記 5 を参照してください。

※ 2 被扶養者としての要件については、「福利厚生事務の手引」(令和 6 年 1 月版)の 4 2 頁から 4 7 頁を参照してください。

2 認定手続の流れ

(1) 認定手続書類の受付

令和 7 年 4 月 1 日 (火) より、認定手続書類の受付を開始します。

(2) 被扶養者の資格確認書の発行

令和 7 年 4 月 7 日 (月) 以降、順次発行します。

※ マイナ保険証を保有していない方等 (被扶養者申告書の「資格確認書要否欄」が「要」の方)、オンライン資格確認を受けることができない状況にある被扶養者を対象として、資格確認書 (最長 5 年有効のもの) を交付します。

なお、被扶養者の資格情報が「オンライン資格確認システム」へ連携されるまで一定の日数 (2 か月程度) がかかることが見込まれるため、マイナ保険証を保有している方 (被扶養者申告書の「資格確認書要否欄」が「否」の方) であっても、資格確認書 (最長 3 か月有効のもの) を交付する運用といたします。

※ 組合員の資格取得手続書類 (資格確認書) より早く到着することがあります。任用手続の遅延により、組合員の資格取得情報の提供が遅れている場合、被扶養者の資格確認書の発行も遅れることがあります。

※ 採用情報の提供が遅れた組合員については、組合員の資格取得情報の提供が4月下旬以降となるため、被扶養者の資格確認書の発行時期も遅くなります。

ただし、個別交付手続により組合員の資格取得手続を行う場合、同時に認定手続を行うことで被扶養者の資格確認書の発行を受けることができます。

※ その他、任命権者から組合員の資格取得情報が提供されない場合があります。この場合も、個別交付手続により組合員の資格取得手続を行い、同時に認定手続を行うことで、被扶養者の資格確認書の発行を受けることができます。

※ 組合員の個別交付手続による資格取得については、令和7年3月13日付6公立東京給第1872号「令和7年度新規採用等に伴う組合員資格取得届出等の手続について（通知）」を参照してください。

3 必要書類

（「福利厚生事務の手引」（令和6年1月版）50頁から52頁と同じ通し番号で表記しています。）

組合員の資格取得理由	認定区分	必要書類
転入（他支部） 転入（他共済） 転入（国共済） ※ 公務員共済組合からの転入者で、対象者が転入前の共済組合で被扶養者として認定されていた場合に限る。 ※ 私学共済や、公務員共済組合であっても任意継続組合員からの再就職者は含まない（転入者には該当しない。）。	普通認定 （扶養手当あり）	① 被扶養者申告書（4月当初認定用）〔別紙〕 ② 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者のみ必要）※1※2 ③ 資格喪失証明書※3又は直前の共済組合の資格確認書等※4の写し、東京都職員共済組合原票の写し
	特別認定 （扶養手当なし）	① 被扶養者申告書（4月当初認定用）〔別紙〕 ② 申請理由書〔用紙No. 扶養6〕 ④ 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者のみ必要）※1※2 ⑤ 資格喪失証明書※3又は直前の共済組合の資格確認書等※4の写し、東京都職員共済組合原票の写し
上記以外 （令和7年度の新規採用等により、新たに公立学校共済組合東京支部の組合員資格を取得する場合に限る。）	普通認定 （扶養手当あり）	① 被扶養者申告書（4月当初認定用）〔別紙〕 ② 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者のみ必要）※2 ③ 直前の健康保険の資格喪失証明書※3（ただし、国民健康保険に加入中の場合は、その旨が分かる書類※5） ※ 認定事由により、別途書類が必要となる場合があります。※6
	特別認定 （扶養手当なし）	① 被扶養者申告書（4月当初認定用）〔別紙〕※7 ② 申請理由書〔用紙No. 扶養6〕 ④ 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者のみ必要）※2 ⑤ 直前の健康保険の資格喪失証明書※3（ただし、国民健康保険に加入中の場合は、その旨が分かる書類※5） ※ 認定事由により、別途書類が必要となる場合があります。※8

※1 転入（他支部）については、転入前後で組合員が加入する年金制度が同じ場合（組合員種別（一般組合員・短期組合員）が変更とならない場合）には、被扶養配偶者の国民年金第3号被保険者関係届の提出は不要です（不明な場合は提出してください。）。ただし、年金制度が同じ場合でも、転入前後で被扶養配偶者の住民票上の住所が変更となった場合には、国民年金第3号被保険者住所変更届の提出が必要です。

- ※2 組合員が65歳以上で老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合、配偶者が60歳未満でも制度の対象外となるため、国民年金第3号被保険者関係届の提出は不要です。
- ※3 資格喪失証明書に認定する御家族の情報（名前・資格喪失日等）が記載されていることを確認してください。記載されていない場合は受付ができません（特に私学共済について散見されます）。直前に加入していた健康保険組合等から認定する御家族の情報の記載がある資格喪失証明書の交付を受けてください。
- ※4 直前の共済組合の資格確認書等とは、以下のものをいいます。
 なお、御家族の直前の共済組合の資格確認書等に組合員本人の氏名の記載がない場合は、組合員の直前の共済組合の資格確認書等の写しの提出も必要です。
 - ① 被扶養者証の写し
 - ② 資格確認書の写し
 - ③ マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（「保険者名」が公務員共済組合であるもの。印刷日時又は保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内のものに限る。）
- ※5 国民健康保険に加入中の場合は、以下3つのうちいずれか一点を提出してください。
 - ① 国民健康保険証の写し
 - ② 資格確認書の写し
 - ③ マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（印刷日時又は保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内のものに限る。）
- ※6 「福利厚生事務の手引」（令和6年1月版）50頁を参照してください。
- ※7 組合員が時間講師等のため組合員の資格確認書の個別交付手続を同時に行っている場合、被扶養者申告書（4月当初認定用）〔別紙〕中の「□個別交付による組合員資格取得手続中」にチェックを入れてください。
- ※8 「福利厚生事務の手引」（令和6年1月版）51頁及び52頁を参照してください。ただし、認定手続の負担軽減を図るため、4月当初（上記1の対象者であって被扶養者申告書の所属所受理日が4月中の日付であるもの）に限り、次の書類の提出は省略します。③戸籍謄本の写し、⑥組合員と同居が要件となる者の認定においては、世帯全員の住民票の写し、⑦子の認定において夫婦共働きの場合、双方の収入を証明する書類、⑧主たる扶養義務者が他にいる場合、その者と組合員の収入を証明する書類、⑨非扶養証明書

4 その他

（1）被扶養者としての要件の確認

例年、被扶養者の収入超過等により、遡って認定取消となるケースが多く見られます。取消日以降に被扶養者の資格を使って保険医療機関等を受診していた場合、その期間に公立学校共済組合が保険医療機関等に支払った医療費や各種給付金を全額返還していただくこととなります。

4月当初は必要書類の負担軽減を図っておりますが、所属所におかれては、該当被扶養者の収入状況の確認や扶養義務者の収入の比較等を行い、被扶養者としての要件を満たしていることを確認した上で、手続していただくようお願いいたします。

（2）資格証明書の発行（発行禁止）

認定手続予定又は認定手続中であっても、被扶養者として認定されていない者については、資格証明書〔用紙 No. 資格証明〕を発行することはできません。

これに反して資格証明書を発行した結果、無資格受診となった場合には、公立学校共済組合が保険医療機関等に支払った医療費等を組合員に全額返還していただきます。

- 5 組合員が退職後も任用される場合で、退職時点で被扶養者であった者の認定手続
 組合員資格の状況に応じて、認定手続の必要性は下表のとおりとなります。

なお、退職後も任用される場合の組合員資格の扱いについては、令和7年3月13日付6 公立東京給 1872号「令和7年度新規採用等に伴う組合員資格取得届出等の手続について（通知）」を参照してください。

組合員資格の状況	番号変更の有無	認定手続の必要性	任用形態の具体例
資格が継続する。	番号変更あり	認定手続不要 ^{※1} 番号変更後の被扶養者の資格確認書は一斉交付される。 ^{※2}	令和7年3月25日まで 臨時的任用教職員 令和7年4月1日から 会計年度任用職員 ※ 任命権者、適用事業所及び所属所が同一とする。
	番号変更なし	認定手続不要 ^{※1} 退職前の資格確認書又は被扶養者証を引き続き使用できる。	令和7年3月25日まで 臨時的任用教職員 令和7年4月1日から 臨時的任用教職員
資格が継続しない。		認定手続必要 本通知により新たに認定手続を行う。 (上記3の組合員の資格取得理由「上記以外」による。)	令和7年3月25日まで 臨時的任用教職員 令和7年4月1日から 正規教職員

※1 令和7年4月以降も、被扶養者としての要件を満たしていることを確認してください。

就職や転居等による扶養状況の変化や、組合員の給与改定や任用形態の変更に伴う配偶者との収入逆転が生じ、被扶養者としての要件を満たさない場合は、速やかに認定取消手続を行ってください。

就職（勤務先の社会保険加入）による認定取消の場合は、就職先の健康保険の資格確認書の写し、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの、資格情報のお知らせの写し、又は採用辞令や発令通知の写しなど、勤務先の社会保険の資格取得日が確認できる書類を添付してください。

※2 令和7年4月14日時点で被扶養者として認定されている場合に、番号変更後の被扶養者の資格確認書を一斉交付します。

ただし、認定取消手続が必要な場合（上記※1を参照）で、番号変更後の被扶養者の資格確認書が交付された場合は、番号変更前の被扶養者の「資格確認書又は被扶養者証」及び番号変更後の被扶養者の資格確認書（番号変更前後のもの計2枚）を添付して、速やかに認定取消手続を行ってください。

6 マイナンバーの収集について

令和5年の地方公務員等共済組合法の一部改正により、被扶養者の認定時（再認定を含む。）には、共済組合へマイナンバーの提出が義務付けられました。共済組合へのマイナンバーの提出は、マイナ保険証の利用有無に関わらず必要となりますので、被扶養者の認定及び再認定後、Web申請登録により速やかに提出いただくようお願いください。

(1) 収集対象者

認定（再認定）された被扶養者

(2) 組合員への配布物

- ・「マイナンバー（個人番号）提供に関するお願い」
- ・「マイナンバーW e b 申請のご案内」

認定手続完了後、資格確認書送付時に同封しますので、対象の組合員にお渡しください。

(3) マイナ保険証について

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が完了している方は、共済組合で資格情報の登録及びマイナンバーの登録が完了すると、共済組合の被扶養者の資格でマイナ保険証を利用できるようになります。医療機関を受診する際は、事前にマイナポータルにアクセスして、医療保険の資格情報画面に共済組合の被扶養者としての情報が登録されていることを確認してください。

なお、マイナンバーのW e b 申請からマイナポータルの資格情報反映まで、最長2か月程度の期間がかかることがありますので、その期間に医療機関等を受診する際は、共済組合から交付される資格確認書を御使用ください。

詳細は、令和7年3月12日付6 公立東京給第1874号「令和7年度公立学校共済組合員等のマイナンバー登録スケジュール等について（通知）」を参照してください。

問合せ先

公立学校共済組合東京支部

給付貸付課資格担当 鈴木・久能・田中

電話 03-5320-6826